

固定資産税・都市計画税、軽自動車税、市・都民税

納税通知書を順次発送

市は、平成26年度の固定資産税・都市計画税と軽自動車税、市・都民税の納税通知書を順次発送しています。期限内の納付にご協力をお願いします。



固定資産税・都市計画税 届かない方はご連絡を

平成26年度の固定資産税・都市計画税の納税通知書を5月1日に発送しました。納税通知書が届かない方はご連絡ください。納付は、納期限(左表)までお願いいたします。

軽自動車税納期限は6月2日(月)です

平成26年度の軽自動車税の納税通知書を5月12日(月)に発送します。納期限は6月2日(月)です。

平成26年度市税の納期	
6月2日(月)	固定資産税・都市計画税第1期 軽自動車税
6月30日(月)	市・都民税第1期
7月31日(木)	固定資産税・都市計画税第2期
9月1日(月)	市・都民税第2期
10月31日(金)	市・都民税第3期
12月25日(木)	固定資産税・都市計画税第3期
平成27年 2月2日(月)	市・都民税第4期
3月2日(月)	固定資産税・都市計画税第4期

市・都民税

平成26年度の市・都民税の納税通知書を次の通り発送します

●給与からの特別徴収(天引き)の方
5月9日に給与支払い者(会社等)に発送しました。給与所得者の方は、給与支払い者から税額の通知書が渡されます。

●普通徴収(個人納付)・公的年金からの特別徴収(天引き)の方
6月6日(金)に自営業者や年金受給者の方などに発送します。

納税は口座振替に、納税通知書同封の申込書で手続きできます

市税の納付には口座振替が便利です。ご指定の金融機関から納期限ごとに振替されますので、納め忘れがなく、納付場所に出掛ける必要もありません。

これからの申し込みは、平成26年度第2期から口座振替開始となります。ご希望の方は、納税通知書に同封の口座振替依頼書に必要事項を書いて、下表の期日(必着)までに郵送(切手不要)で納税課へお送りください。

第1期の口座振替は申し込みを締め切りましたので、納税通知書に同封の納付書での納税をお願いします。

口座振替の申込期限など		
税目	納税通知書 発送日	第2期からの口座 振替申込期限
固定資産税	5月1日(木)	6月16日(月) 到着分まで
市・都民税 (普通徴収)	6月6日(金)	7月18日(金) 到着分まで

軽自動車税の口座振替をご希望の方には申込書を郵送しますのでご連絡ください。なお、振替は平成27年度からになります。

軽自動車税減免申請は5月26日(月)までに

次の①～③のいずれかの条件に該当する軽自動車などの所有者は、税の減免を受けることができます。

- ①身体や精神に障害のある方またはその障害者と生計を同じくする方(同居または近隣2キロ以内)に居住する方が所有し、障害者本人または生計を同じくする方が運転する軽自動車など。
 - ②世帯員全員が障害者である世帯の方が所有し、その世帯の方を常時介護する方が運転する軽自動車など。
 - ③車両の構造が、障害者用である軽自動車など。
- なお、①②は、複数の自動車を所有している場合、1台に限

り減免の対象となります。該当となる障害区分や級別など、くわしくはお問い合わせください。

●減免の手続きと申請期間
納税通知書と印鑑、運転者の運転免許証(写し可)、障害者の状況を認めるもの(障害者手帳や常時介護証明書など)を持って、5月26日(月)までに課税課諸係(市役所1階)へ申請してください。

平成26年度課税・非課税証明書を発行

6月6日(金)から、平成26年度課税・非課税証明書を発行します(給与からの特別徴収のみの方は、5月9日から発行します)。証明書の発行を希望する方は、本人確認のため運転免許証・パスポートなどをお持ちください。

都税についてのお知らせ 自動車税(都税)の納期は6月2日(月)です

自動車税は、毎年4月1日現在、車検証に記載されている所有者(割賦販売の場合は使用者)の方に課税されます。

平成26年度の自動車税納税通知書は、5月1日に発送しました。納期限は6月2日(月)です。

●納付方法
金融機関・郵便局の窓口をはじめ、指定のコンビニエンスストアなどで納付できます。

問立川都税事務所 ☎(523) 3171

固定資産税償却資産の申告はお済みですか

法人や個人で工場や商店、不動産賃貸業などを営んでいる場合、所有している事業用資産(構築物・機械・器具・備品など)には、償却資産として固定資産税が課せられます。

この固定資産税は地方税法により、申告による納付が義務付けられています。市内で事業を営んでいる方は、税務署だけでなく、市にも申告が必要です。未申告の方は、至急ご申告ください。

くわしくはお問い合わせいただくか、税理士等にご相談ください。また、市ホームページ「平成26年度固定資産税(償却資産)の手引き」もご覧ください。

適正な賦課と未申告の解消のための取り組み

●税務署と連携しています 市

への申告内容確認等のため、税務署申告の確認を実施しています。

●申告の周知を行っています
直接お伺いして、訪問催告や申告内容の確認を行うほか、市への申告義務の周知などを行っています。

●申告漏れはさかのぼって課税します
申告漏れや未申告者の方には、地方税法に基づき、さかのぼって課税します。

●申告漏れは罰金が科せられることがあります
申告義務が定められていますので、申告する必要がある方が申告しない場合や偽りの申告をした場合は、地方税法等により罰金が科せられることがあります。

●納税通知書に影響します
申告が遅れると納税通知書が遅れることがあります。

問課税課償却資産係・内線1228

市内で事業を営まれている個人・法人の方へ

▷償却資産の例＝屋外給排水設備、外構、駐車場舗装、エアコン、パソコン、テナント資産など、減価償却費に計上されるもの(建物本体、自動車等を除く)

市役所への提出書類

固定資産税償却資産申告書

申告期限

毎年1月31日まで

税務署への提出書類

▷個人＝所得税青色申告決算書(一般用・不動産所得用等)の提出

▷法人＝事業年度分の確定申告書

申告期間

毎年2月中旬～3月中旬

※申告期限は過ぎていますが、申告は随時受け付けています。
※申告書は、ホームページからダウンロードできます。
※eL-TAX(地方税電子申告)もご利用ください。

入札・契約制度改革を着実に推進しています

市は、公正で透明性・競争性の高い入札・契約制度を実現するための改革を推進しています。今年度の新たな取り組みについてお知らせします。

新たな制度の策定

●**工事業委託業務成績評定の試行** 市発注の委託業務のうち設計、測量等の工事業の案件について、品質向上を目的として成績評定の試行を始めています(平成25年10月から実施)。

●**工事と修繕における現場代理人の常駐緩和(兼任)の試行** 工事入札の参加者減少・不調対策の一環として、工事現場に常駐を求めている現場代理人について、一定の条件のもとに常駐義務を緩和する試行を実施するため、基準を作成しました。

●**条件付き一般競争入札等の対象範囲の拡大** 紙の入札書による指名競争で行っていた契約課

度応募のあった事業について、補助対象となるかどうかを決定します。応募者によるプレゼンテーション(事業説明)をもとに公開で行います。

●**平成25年度交付対象事業報告会** 平成25年度に交付対象となった事業の1年間の活動と成果を発表します。

●**時5月25日(日)▽平成25年度交付対象事業報告会** 午後1時30分から▽平成26年度公開審査会 午後2時30分から場子ども未来センター(先着順)40人(先着順)

●**問協働推進課・内線2627**

●**平成26年度公開審査会** 今年

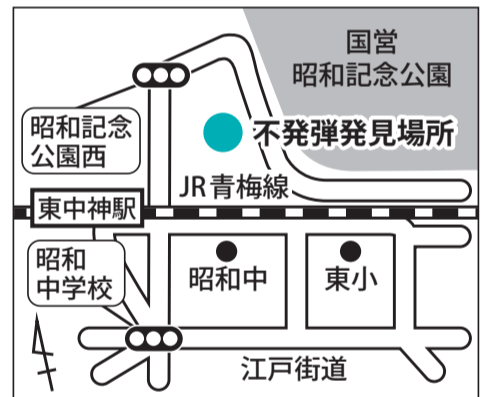
契約の修繕および130万円以下の工事について、新たに電子を活用した条件付き一般競争入札と競争見積合せを導入しました。

●**制度の一部改正**

●**条件付き一般競争入札実施基準を改正** 1億円以上1億5000万円未満の建設工事の地域要件を「原則として、立川市内に本店を有する者」とする措置を引き続き1年間延長します。

●**施工能力等審査型総合評価方式試行実施要綱を改正** 技術点の評価項目のうち工事成績評定点と優秀工事表彰受賞の有無のみを必須項目としてほかは選択としました。また工事成績評価

昭島市内で不発弾発見



4月8日(火)の午後1時45分ごろ、立川基地跡地昭島地区(福島町1098-10 右図)で、長さ40センチ、直径12センチの不発弾1個(信管あり)が発見されました。

陸上自衛隊の不発弾処理隊が、不発弾に直接衝撃が伝わらないように土のうなどで覆った結果、現在、爆発の危険性はありませ

ん。この不発弾の処理については、万全な対策を講じるため、陸上自衛隊・警察署・消防署などが協議しています。

●**問防災課・内線2535**

市長の資産等報告書などを公開しています

市では「立川市政治倫理確立のための市長の資産等公開条例」に基づき、過去5年分の市長の資産(土地・建物・預貯金・有価証券・所得等)を、規定の様式の報告書により公開しています。

この報告書は、どなたでも申請のうえ閲覧することができます。閲覧を希望する方は、印鑑を持って市政情報コーナー(市役所3階)へお越しください。

●**問秘書課・内線2757**

市政情報をより分かりやすく発信

●**市ホームページをリニューアル** 5月21日(水)に市ホームページをリニューアルします。利用者の目線を重視した、情報の入手、検索がしやすい、分かりやすいホームページになります。スマートフォンへの対応や外国語翻訳機能、音声読み上げ機能、地図機能などを充実し、利用しやすくなります。なお、21日以降、トッ

ページ以外のページアドレスは変わりますので、お気に入りやブックマークなどに登録している方はご注意ください。



リニューアル後のトップページのイメージ

●**動画の配信を開始** 動画投稿サイト「You Tube」に「立川市動画チャンネル」を開設しました。市政情報やイベント情報などを動画で発信します。HP <https://www.youtube.com/user/TokyoTachikawa>

●**問広報課・内線2744**

●**都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」原案の縦覧** 原案の縦覧 都は都市計画区

今月の納期 納期限 **6月2日月**

▷固定資産税・都市計画税第1期分▷軽自動車税

◎納付方法
納付書を持って次の場所で納付してください

納付できる場所	受付時間
市指定金融機関	午前9時～午後3時
郵便局	午前9時～午後4時
市役所・各連絡所	午前8時30分～午後5時
窓口サービスセンター(女性総合センター1階)	月曜～金曜日 午前8時30分～午後8時 土曜・日曜日 午前8時30分～午後5時 ※祝日は休業
コンビニエンスストア 携帯電話(モバイルレジ) ※金額30万円以内 国民健康保険料のみ	納期限(または納付期限) 当日まで

モバイルレジの詳細は市ホームページをご覧ください
問市税 = 納税庶務係・内線 1240

域の整備、開発及び保全の方針」原案の縦覧を行います。時・場5月16日(金)～30日(金)▽都都市整備局都市計画課(都庁第二本庁舎21階) 午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)▽市都市計画課(市役所2階) 午前8時30分～午後5時15分

●**原案の公述申出** 区域内に住か計画案に利害関係のある方は、公述ができます(1人10分以内)。公述申出書を5月16日(金)～30日(金)必着に郵送で都都市整備局都市計画課(〒163-8001 住所記入不要) ☎03(5388)3225へ。なお、申出書は都都市整備局都市計画課と市都市計画課で配布しています。

●**公聴会** 傍聴できます。直接会場へ時6月23日(月)午後1時から場女性総合センター(定)100人程度(先着順)

●**意見募集** 縦覧期間中は都ホームページで意見募集を行います。くわしくは都ホームページ <http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp> をご覧ください。

●**問市都市計画課・内線2365**